

令和 2 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会
第 4 回 臨時 会 会 議 録

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 開 会

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

令和2年御殿場市・小山町広域行政組合議会第4回臨時会会議録目次

11月30日

○議事日程	3
○会議に付した事件	3
○出欠席議員	3
○説明のために出席した者	3

会 議

○開会・開議	4
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5
○日程第 2 会期の決定	5
○日程第 3 管理者提案理由の説明	5
○日程第 4 議案第6号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例制定について	6
○日程第 5 議案第7号 御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の 給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	8
○閉 会	10

令和2年御殿場市・小山町広域行政組合議会第4回臨時会会議録

令和2年11月30日（月曜日）

○議事日程

令和2年11月30日 午後2時00分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者提案理由の説明

日程第 4 議案第6号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 5 議案第7号 御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（11名）

1番 田代耕一君

2番 勝間田幹也君

3番 本多丞次君

5番 高橋靖銘君

6番 室伏勉君

7番 佐藤省三君

8番 小林恵美子君

10番 藺田豊造君

12番 岩田治和君

13番 高橋利典君

14番 高畑博行君

○欠席議員（1名）

11番 菅沼芳徳君

○説明のため出席した者

管 理 者

若 林 洋 平 君

副 管 理 者

池 谷 晴 一 君

副 管 理 者

勝 又 正 美 君

会 計 管 理 者

芹 澤 勝 徳 君

事 務 局 長

勝間田 邦 雄 君

消 防 長

勝間田 誠 司 君

庶 務 課 長

勝 又 久 生 君

事務局次長兼資源循環課長

岩 田 秀 也 君

事務局次長兼衛生センター所長	岩 田 隆 夫 君
消防次長兼管理課長	小 澤 進 君
予 防 課 長	外 山 貴 彦 君
警 防 課 長	小 林 真 人 君
通 信 指 令 課 長	野 木 幹 雅 君
御 殿 場 消 防 署 長	谷 中 修 君
小 山 消 防 署 長	込 山 眞 治 君
御 殿 場 消 防 署 副 署 長	芹 澤 良 信 君
御 殿 場 市 経 済 外 交 戦 略 監	瀧 口 達 也 君
御 殿 場 市 企 画 部 長	井 上 仁 士 君
御 殿 場 市 総 務 部 長	山 本 宗 慶 君
御 殿 場 市 環 境 部 長	志 水 政 満 君
小 山 町 副 町 長	大 森 康 弘 君
小 山 町 企 画 総 務 部 長	野 木 雄 次 君
小 山 町 住 民 福 祉 部 長	小 野 一 彦 君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	込 山 次 保
庶務課総務スタッフ主任	佐 藤 麻 子
庶務課総務スタッフ主任	稲 優 子
庶務課総務スタッフ主任	林 寛 隆

○議長（高橋利典君）

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和2年御殿場市・小山町広域行政組合議会第4回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後2時00分 開会

○議長（高橋利典君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（高橋利典君）

この際、諸般の報告をいたします。

11番 菅沼芳徳議員から、所用のため本日の会議を欠席する旨、届出がありました

ので、報告いたします。

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程、管理者提案理由説明書、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は、先に各議員に配付済みであります。

○議長（高橋利典君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により議長において、1番 田代耕一議員、2番 勝間田幹也議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（高橋利典君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

令和2年第4回臨時会の会期は、本日11月30日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（高橋利典君）

御異議なしと認めます。

よって、第4回臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（高橋利典君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第6号及び議案第7号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者

○管理者（若林洋平君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会第4回臨時会に提出いたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、条例案2件でございます。

以下、議案番号に従い御説明申し上げます。

初めに、議案第6号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

本案は、令和2年人事院勧告に準拠し、職員の給与改定を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第7号「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

本案は、前述の令和2年人事院勧告に伴う職員の給与改定に合わせて、非常勤職員で

あります会計年度任用職員の期末手当の支給率を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

以上で、本日提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。慎重な御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋利典君）

日程第4 議案第6号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（勝間田邦雄君）

ただいま件目となりました、議案第6号につきまして、御説明いたします。

資料1 議案書をお願いいたします。

令和2年人事院勧告を受け、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定するため所要の改正を行うものであります。

それでは、給与改定の概要について御説明いたします。

資料2 議案資料の1ページをお願いいたします。

1の期末手当支給月数の改定につきましては、人事院勧告を踏まえ、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げるものであります。それぞれの職における期末手当の支給月数は表にあるとおりとなります。

また具体的には、今年度は12月期の期末手当を0.05月分引き下げ、来年度以降につきましては、今回の引下げ分を6月期と12月期に均等に振り分ける内容となっております。

なお、今回の勧告においては、再任用職員の期末手当に関する改定はありませんでしたので、組合の再任用職員についても改定はございません。

次に、2の年間給与支給総額につきましては、期末手当の支給月数の改定により、今年度の給与支給総額は組合の一般職の職員全体で約420万円の減額となり、また職員1人当たり平均で、年間約2万3,200円の減額となる見込みです。

次に、3のその他ですが、月例給につきましては、民間給与との格差が極めて小さいことから国家公務員についての改定を行わないとの人事院報告を踏まえ、当組合も改定を行いません。

また、会計年度任用職員の期末手当につきましては、後ほど御説明させていただきます。

以上が、給与改定の概要であります。

それでは、具体的な内容説明をいたします。新旧対照表で説明いたしますので、同じ資料の2ページと3ページをお願いします。

議案第6号について御説明いたします。

本案は、一般職の職員の期末手当の支給月数を改めるものです。

第1条関係の第18条第2項の改正につきましては、一般職員の期末手当の支給割合を引き下げるもので、この12月の期末手当から適用となります。

また同条第3項の改正につきましては、再任用職員について一般職員の規定を読み替えて適用しているため、読替え元の規定の改正に合わせて改正を行うものです。

次に、第2条関係でございますが、これは来年度以降の期末手当について規定するものです。

先ほどの第1条関係で12月期にまとめて0.05月分引き下げた期末手当の支給割合を、6月期、12月期に均等に振り分けるため、それぞれ現行より0.025月分の減とするものです。

附則につきましては、第1条の改正規定は公布の日から施行し、第2条の改正規定につきましては、令和3年4月1日から施行することを定めるものです。

以上で、議案の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋利典君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（高橋利典君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（高橋利典君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（高橋利典君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（高橋利典君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（高橋利典君）

これより、議案第6号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（高橋利典君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋利典君）

日程第5 議案第7号「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（勝間田邦雄君）

ただいま件目となりました、議案第7号について御説明いたします。

資料1 議案書をお願いします。2ページからが本案となっておりますので、御確認ください。

本案は、令和2年人事院勧告を受け一般職員の期末手当の支給月数を引き下げること踏まえ、会計年度任用職員の期末手当の支給月数について同様に引き下げのため、所要の改正を行うものであります。

それでは、概要について御説明いたしますので、資料2 議案資料の1ページをお願いいたします。

3のその他の後段になりますが、会計年度ごとに任用される会計年度任用職員について、その募集の際に提示した勤務条件の重大な変更にあたる給与の改定を任期の途中で行うことは適切でなく、また静岡県人事委員会の勧告においても、会計年度任用職員の期末手当の支給月数の改定は来年度から実施するとされたこと、さらに近隣市町においても同様の取扱いを予定していることなどを鑑み、当組合においても会計年度任用職員については他の職員と異なり期末手当の支給月数の改定を来年度から適用することとしました。

このため、これまで「常勤職員の例による」と規定されていた期末手当につきまして、一般職員の給与条例の規定に倣い新たに直接規定を設け、またこれに合わせて所要の改正を行うものです。

それでは、具体的な内容説明をいたします。新旧対照表で説明しますので、同じ資料の4ページと5ページをお願いします。

第1条関係のうち、第7条の改正につきましては、「常勤職員の手当の例による」と示されたフルタイム会計年度任用職員の各種手当の一覧から期末手当を削除し、併せて期末手当に関する規定である第2項を削除するものです。

次の第7条の2の追加につきましては、常勤職員の給与条例における期末手当の規定に倣いフルタイム会計年度任用職員の期末手当について別途定めるものです。なお本条第3項において、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合を直接規定しております。

次のページをお願いします。

第7条の3の追加につきましては、期末手当の支給制限等について常勤職員の給与条例の規定を準用する旨を定めるものです。

次の第13条第3項の改正につきましては用語の整理となります。

次の第20条第1項の改正につきましては、「常勤職員の例による」としていたパートタイム会計年度任用職員の期末手当について、先ほどフルタイム会計年度任用職員の期末手当について定めた第7条の2及び第7条の3の規定を準用するように改めるものです。

なお、常勤職員の期末手当の支給割合の引下げがこの12月から適用されることを受け、これと連動しないこととするため、この第1条関係については公布の日からの施行となります。

次のページをお願いいたします。

第2条関係でございますが、これは来年度以降の期末手当について規定するものであります。

先ほど御説明した第7条の2第3項に規定するフルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合について0.025月分引き下げ、6月期と12月期の合計で0.05月分の引下げとなるよう改めるものです。

附則でございますが、第1条の改正規定は公布の日から施行し、第2条の改正規定につきましては、令和3年4月1日から施行することを定めるものです。

以上で、議案の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利典君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（高橋利典君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（高橋利典君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（高橋利典君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（高橋利典君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（高橋利典君）

これより、議案第7号「御殿場市・小山町広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（高橋利典君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋利典君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和2年御殿場市・小山町広域行政組合議会第4回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 利 典

署名議員 田 代 耕 一

署名議員 勝間田 幹 也